# 特定外来生物被害防止基本方針に係る記述のポイント

# 第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

# ■背景

- …外来生物が人為的に持ち込まれ問題視される状況となった背景を記述。
- ○近年、人間活動の発展に伴い、人と物資の移動が活発化し、他地域から本来有する 移動能力を超えて、人為によって導入され、野生化する外来生物が増加したこと。
- ○本来、存在しなかった生物がある地域に人為的に持ち込まれることにより、持ち込まれた地域の生態系等に被害を及ぼす例が世界各地で報告されていること。
- ○これらの問題は、一般的に「外来生物の問題」として指摘されているところだが、 本法は、海外から我が国に導入される外来生物(以下、「外来生物」という。)が引き起こす問題について対処するものであること。

### ■課題認識

- …外来生物による被害の内容と採るべき対策の内容について記述。
- ○生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害に区分され、生態系への被害として は、在来生物の捕食や駆逐、土壌環境の攪乱、遺伝的な攪乱等が挙げられること。
- ○生態系等に著しい被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物の利用や飼養に 係る取扱いに当たっては、適切な管理を行うことが重要であること。また、このよ うな外来生物による被害が確認された場合には、早期に当該外来生物の防除等の措 置を採ることが必要であること。

#### ■被害防止の基本的な方針

- …生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある 外来生物を特定外来生物に指定し、適切な管理と防除を行う旨を記述。
- ○第一義的には導入の際の予防が重要であり、輸入時点でのチェックと国内における 適正な管理が確保されることが必要であること。
- ○国土保全等の役割を果たしている外来生物については、特定外来生物の規制の検討 に当たって、その役割について考慮することが必要であること。
- ○特定外来生物については、分布が拡大する前に早期に防除し、既に定着し被害を及 ぼしている特定外来生物については、被害の程度に応じて計画的に防除を行うこと が必要であること。
- ○特定外来生物を早期に発見し、早期に対処することが重要であり、このための監視 等の体制を確保することが必要であること。
- ○特定外来生物に指定されていない外来生物についても、その状況把握に努め、被害 又はそのおそれが確認できた場合には、既存制度での対応状況等を踏まえ、選定に

- つき検討すること。
- ○特定外来生物による被害には様々な関係者が関わることから、その対策については、 国民の理解が必要であり、普及啓発が重要であること。
- ○外来生物の分布や生態的特性に係る基礎的な調査研究を進めるとともに、特定外来 生物の防除、監視等に係る技術開発を推進することが必要であること。

## 第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

…特定外来生物については、下記の事項を踏まえ、生態系、人の生命若しくは身体 又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を原則と して種を単位とし、必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定す る旨を記述。

# ■選定の前提

- …特定外来生物の選定の前提となる考え方を記述。
- ○概ね明治元年以降に我が国に導入された外来生物を対象にすること。
- ○個体として識別が容易な大きさ及び形態を有する外来生物を対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としないこと。
- ○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律や植物防疫法等、他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる場合には、当該外来生物は対象としないこと。

# ■被害の判定の考え方

- …生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物について、それぞれの被害をどのように判定するか考え方を記述するとともに、被害についてどの程度の知見があれば、特定外来生物として選定するのか、判定に活用する知見に係る考え方を記述。
- ○在来生物の種の存続又は我が国固有の生態系に回復困難な被害を及ぼし、又は及ぼ すおそれがある外来生物を選定。
- ○人に重度の障害の危険がある毒を有する外来生物、重傷を負わせるおそれがある外来生物を選定。なお、人の生命又は身体に係る被害には、感染症に係るものは含まない。
- ○農林水産物に重大な被害又は農林水産業に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある 外来生物を選定。なお、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染性疾病などに係る ものは含まない。
- ○生態系等に係る被害が国内で現に確認されている外来生物を選定すること。
- ○生態系等に係る被害が国内で現に確認されていない場合には、国外で現に被害が確認されているという情報や問題点の指摘等の情報を十分参考にして、日本の気候や 社会状況に照らし、国内で被害を及ぼすおそれが高い外来生物を選定すること。

### ■選定の際の考慮事項

…特定外来生物の選定に当たり、外来生物の生態的特性や被害に係る現在の科学的 知見及び防除に必要な体制等を勘案した優先度を考慮すること、外来生物が古く から家畜、栽培生物、園芸植物、造園緑化植物、漁業対象種等として用いられ、 長い時間をかけて生活や文化に浸透・共存してきたり、工業利用が行われてきた 等、様々な用途に利用されてきた状況を踏まえ、特定外来生物の指定による社会 的・経済的影響について慎重に考慮すること等を記述。

# ■特定外来生物の選定に係る意見の聴取

…生物の性質に関する専門の学識経験者その他意見聴取すべき者の考え方、意見聴取の体制・方法等に係る考え方、パブリックコメントの意見募集に係る考え方、WTOとの関係に係る考え方を記述。

# 第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

- …特定外来生物の飼養等、輸入その他の取扱いについて、下記の事項に沿って適切 に対応する旨を記述。
- ○学術研究等の目的、特定飼養等施設基準、個体識別措置、許可条件等飼養等の許可 に係る基本的考え方。
- ○処分等の措置を行うことになった特定外来生物の取扱いに関する考え方。
- ○輸入、譲渡し等、放つこと、植えること又はまくことの禁止に係る考え方。

# 第4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

# ■防除の公示に関する事項

- …防除の公示に関する基本的考え方として、下記の事項を記述。
- ○関係都道府県の意見を聴き、被害が生じ、又は生じるおそれがある地域を防除の区域として設定し、インターネット等により公示すること。
- ○防除の対象となる特定外来生物の生態的特性を踏まえ、捕獲、採取、殺処分、防護 柵の設置等の具体的方法を明らかにするとともに、捕獲等した個体の処分の方法に ついて明らかにすること。
- ○特定外来生物のうち鳥獣の捕獲を行う場合には、鳥獣保護法第3条第1項の規定に 基づく「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」を踏まえ、 適正な捕獲の実施を行うこと。
- ○地方公共団体又は民間団体が確認又は認定を受ける場合の考え方及び防除に伴う 土地への立入りについての考え方。

# ■防除の実施に関する事項

- …防除の実施に関する基本的考え方として、下記の事項を記述。
- ○実施に際しては、防除の目標、区域、期間を具体的に定めること。また、必要に応じて防除実施計画を策定し、防除開始後もモニタリングを行いその結果を実施計画に反映する等柔軟な防除の実施に努めること。
- ○捕獲した特定外来生物の取扱いについては、動物愛護管理法の考え方に沿って、適切な方法により行うこと。
- ○防除を行う地域の関係者による協議会組織を設置する等、関係者間の合意形成を適切に図ること。その際、可能な限り土地所有者や地域住民の理解を得ること。
- ○河川や海岸等における国の既存の計画、地方公共団体、NGO等の既存の取組と調整を図ること。
- ○すでに国土保全等の役割を果たしている特定外来生物については、特定外来生物の 果たしている役割を考慮し、十分調整を図る必要があること。

### ■その他

○特定外来生物の防除は、国等が計画を定める等して行うもの以外に地方公共団体が 実施する取組も重要であること。

# 第5 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

# ■未判定外来生物

- …未判定外来生物の選定に係る基本的考え方、パブリックコメントの意見募集に係る考え方、WTOとの関係に係る考え方、未判定外来生物の判定に係る基本的考え方を記述。
- ○ある特定外来生物と似た生態的特性を有する外来生物の中から、現在の知見ではその特定外来生物と同様の被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある生物を原則として種を単位とし、必要に応じて属、科等一定の生物分類群を単位として選定すること。
- ○輸入しようとする者に求める届出事項の内容。届出があった場合は、判定期間を極力短くするとともに、現在の科学的知見に基づき適正に判定すること。
- ○届出がない未判定外来生物についても、国は科学的知見を充実させ、被害を及ぼす かどうかの判定を行うよう努めること。

# ■証明書の添付を要しない生物

- …証明書添付不要生物の選定に係る基本的考え方を記述するとともに、証明書の発 行について、外国の政府機関の協力を得ることについて、基本的考え方を記述。
- ○証明書の添付を要しない生物には、原則として特定外来生物が属する属以外の生物 及び特定外来生物が属する属の中の生物であって特定外来生物や未判定外来生物 に該当しないことを外見から容易に判別することができる生物を選定すること。
- ○特定外来生物、未判定外来生物及び証明書添付不要生物の選定は、同時に相互調整 しつつ行うこと。

### ■科学的知見の充実

…特定外来生物又は未判定外来生物に限らず、外来生物の分布、生息・生育状況、 生態特性、防除手法その他施策推進に必要な各分野の調査研究を推進すべきこと を記述。

#### ■国民の理解の増進

…特定外来生物対策に係る理解を高めるため、パンフレットの配布やマスコミ等の 媒体を通じた普及啓発、関係者を対象とした説明会等による周知徹底、環境教育 における学習機会の提供、各種教育機関との連携を推進すること等を記述。

# ■その他

…特定外来生物を既に飼養等している場合の経過措置の考え方を記述するほか、非 意図的導入等の問題に対する考え方を記述し、その中でバラスト水に関しては本 法の対象としない旨を記述。